常　用　漢　字　表

前　書　き

1　この表は，法令，公用文書，新聞，雑誌，放送など，一般の社会生活において，現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。

2　この表は，科学，技術，芸術その他の各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。ただし，専門分野の語であっても，一般の社会生活と密接に関連する語の表記については，この表を参考とすることが望ましい。

3　この表は，都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き，固有名詞を対象とするものではない。

4　この表は，過去の著作や文書における漢字使用を否定するものではない。

5　この表の運用に当たっては，個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである。

表の見方及び使い方

1　この表は，「本表」と「付表」とから成る。

2　「本表」には，字種2136字を掲げ，字体，音訓，語例等を併せ示した。

3　漢字欄には，字種と字体を示した。字種は字音によって五十音順に並べた。同音の場合はおおむね字画の少ないものを先にした。字音を取り上げていないものは，字訓によった。

4　字体は文字の骨組みであるが，便宜上，明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示した。

5　「しんにゅう／しょくへん」に関係する字のうち，「辶／飠」の字形が通用字体である字については，「辶／飠」の字形を角括弧に入れて許容字体として併せ示した。当該の字に関して，現に印刷文字として許容字体を用いている場合，通用字体である「辶／飠」の字形に改める必要はない。これを「字体の許容」と呼ぶ。

　なお，当該の字の備考欄には，角括弧に入れたものが許容字体であることを注記した。また，通用字体の「謎」における「謎」についても「しんにゅう／しょくへん」の扱いに準じるものとして，同様の注記を加えてある。

6　丸括弧に入れて添えたものは，いわゆる康熙字典体である。これは，明治以来行われてきた活字の字体とのつながりを示すために参考として添えたものであるが，著しい差異のないものは省いた。

7　音訓欄には，音訓を示した。字音は片仮名で，字訓は平仮名で示した。1字下げで示した音訓は，特別なものか，又は用法のごく狭いものである。なお，1字下げで示した音訓のうち，備考欄に都道府県名を注記したものは，原則として，当該の都道府県名にのみ用いる音訓であることを示す。

8　派生の関係にあって同じ漢字を使用する習慣のある次のような類は，適宜，音訓欄又は例欄に主なものを示した。

けむる	煙る	わける	分ける
けむり	煙	わかれる	分かれる
けむい	煙い，煙たい，煙たがる	わかる	分かる
		わかつ	分かつ

なお，次のような類は，名詞としてだけ用いるものである。

しるし	印	こおり	氷

9　例欄には，音訓使用の目安として，その字の当該音訓における使用例の一部を示した。なお，「案じる」「信じる」「力む」等のように字音を動詞として用いることのできるものについては，特に必要な場合を除き，示していない。

10　例欄の語のうち，副詞的用法，接続詞的用法として使うものであって，紛らわしいものには，特に〔副〕，〔接〕という記号を付けた。

11　他の字又は語と結び付く場合に音韻上の変化を起こす次のような類は，音訓欄又は備考欄に示しておいたが，全ての例を尽くしているわけではない。

納得（ナットク）	格子（コウシ）
手綱（タヅナ）	金物（カナモノ）
音頭（オンド）	夫婦（フウフ）
順応（ジュンノウ）	因縁（インネン）
春雨（ハルサメ）	

12　備考欄には，個々の音訓の使用に当たって留意すべき事項などを記した。

（1）異字同訓のあるものを適宜⇔で示し，また，付表にある語でその漢字を含んでいるものを注記した。

（2）都道府県名については，音訓欄に「1字下げで掲げた音訓」が，原則として，当該の都道府県名を表記するために掲げた音訓であることを明示する場合に，「埼玉県」「栃木県」のように注記した。

　また，都道府県名に用いられる漢字の読み方が，当該の音訓欄にない場合（例えば，大分県の「分」，愛媛県の「愛」「媛」など），その都道府県の読み方を備考欄に「大分（おおいた）県」「愛媛（えひめ）県」という形で注記した。

　したがって，全ての都道府県名を備考欄に掲げるものではない。